**危機管理マニュアル**

作成例

**（案）**

**平成××年□□月●●日作成**

**ボーイスカウト大阪連盟**

**○○○○地区**

**■■第△△団**

目次

[**１．危機管理マニュアルの目的** 2](#_Toc470022402)

[**２．自団における危機の定義と内容** 3](#_Toc470022403)

[（１）団に及ぶ可能性のある危機の範囲 3](#_Toc470022404)

[（２）対応すべき危機のレベル設定と危機ごとの目安 4](#_Toc470022405)

[**３．危機発生時のための組織と役割** 5](#_Toc470022406)

[（１）平常時の組織と役割 5](#_Toc470022407)

[（２）危機発生時の組織と役割 6](#_Toc470022408)

[**４．危機発生時における対応の原則** 8](#_Toc470022409)

[（１）初動対応（生命・安全と財産の確保措置） 8](#_Toc470022410)

[（２）危機の状況の情報確認と収集 9](#_Toc470022411)

[（３）報告及び指示のルート 10](#_Toc470022412)

[**５．危機対策本部の活動内容** 11](#_Toc470022413)

[（１）役割分担に基づく具体的な活動 11](#_Toc470022414)

[（２）報道機関への基本的対応 13](#_Toc470022415)

[(３)情報収集と記録 16](#_Toc470022416)

[**６．危機収束後の評価・フォローの方法** 17](#_Toc470022417)

[**７．平常時における危機管理の教育・訓練** 18](#_Toc470022418)

[**資料１　連絡先リスト** 19](#_Toc470022419)

[**資料２　危機事態発生時の対応チェックリスト** 21](#_Toc470022420)

# **危機管理マニュアルの目的**

平成７年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災を始めとする各種の自然災害、加盟員による組織内不祥事、個人情報等の情報管理の不手際など、社会では個人の生活と組織の存続を脅かす可能性のある「危機」が毎日のように発生しています。

「そなえよつねに」をモットーとする私たちボーイスカウト○○第○○団としても、それらの危機に適切に対応できるような体制や能力を備えることは、スカウト精神に基づく「ちかい」と「おきて」の実践として自然なことです。

この危機管理マニュアルは、万一の危機が発生した場合に、○○第○○団のスカウトとして、迅速に適切な対応を漏れや抜けなく実施できるよう、団としての想定される危機を明らかにし、不測の事態が発生した場合の行動内容を定めておくことにより、被害や損害を最小限に留め、当団のスカウト、指導者を守るためのものです。

このマニュアルに記載された内容は、危機が発生した場合に参照するのではなく、日頃より団関係者全員で共通理解をし、教育訓練を行い、いざという時に落ち着いて組織だった行動が取れるようにしておきましょう。

また、一度作成すれば完成ではなく、団を取り巻く環境は常に変化をするため、定期的にその内容の見直しを行いましょう。

# **２．自団における危機の定義と内容**

## （１）団に及ぶ可能性のある危機の範囲

我が団の活動において、発生時には的確に対応し、被害を最小限のものにとどめる必要がある「危機」として、以下のものがある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **危機の種類・名称** | **危機の具体的な内容** |
| 事故・事件・不祥事 | **活動中の事故** | スカウト活動中(野外・屋内・移動中)の死傷事故(遭難等含む) |
| 交通事故(自転車事故や列車・航空機事故等を含む) |
| 主催行事等の運営失敗 |
| **構成員への被害** | 団・隊等に対する脅迫・嫌がらせ |
| 盗難 |
| 誘拐・殺傷、不審者からの攻撃 |
| **指導者の不祥事** | プライベートでの事件・事故(飲酒運転、ストーカー行為、暴力事件等) |
| 組織内での横領 |
| 指導者間のセクハラ・パワハラ |
| 人権・差別等 |
| 災害 | **自然災害** | 地震、噴火、風水害、雷害 |
| 伝染病 |
| **人為災害** | 建物・施設の火災 |
| 建物・設備事故(設備損壊、建物倒壊等) |
| ライフライン障害(交通、電気、水道、通信等) |
| テロ・暴動 |
| 情報 | **情報漏洩** | 団の機密情報の漏洩 |
| 個人情報の漏洩 |
| **報道・風評被害** | 公表・発表情報のミス |
| 誤認報道 |
| インターネット等での風評被害(炎上等） |
| **セキュリティ侵害** | 不正アクセス、サイバーテロ |
| コンピュータウィルス |
| **システム障害** | 情報システム障害 |
| ITインフラ・ネットワーク障害 |
| 社会・環境 | **重大クレーム** | 外部の第三者からのクレーム |
| 関係者や保護者からのクレームや告発 |
| **反社会的勢力** | 反社会的勢力(政治団体、暴力団、不法産廃業者等)との接触 |
| **コンプライアンス違反** | 法規違反(道交法、著作権法、廃棄物処理法等違反） |

## （２）対応すべき危機のレベル設定と危機ごとの目安

我が団は、発生する可能性のある「危機」がスカウト、指導者及び団・隊に及ぼす影響の度合いに応じて以下のようなレベルを設定し、それぞれの「危機」のレベルの目安を定める。

【危機レベル設定表】

|  |  |
| --- | --- |
| **危機レベル** | **内容** |
| **レベル１：警戒事態** | 「危機」のうち、班や隊の現場レベルのみで対応が可能であるが、対応の遅れや誤りによってはレベル２の「危機事態」に発展する可能性のある状況 |
| **レベル２：危機事態** | 「危機」のうち、今後の団の運営や活動に与える影響があることが想定され、その対応において全団にまたがった対策本部を設置して対応することが必要な状況 |
| **レベル３：非常事態** | 「危機」のうち、地区や連盟単位に与える影響が極めて大きく、その対応において地区委員長や理事長もしくはコミッショナーの意思決定を要する状況 |

【危機別レベル区分表】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **自団における危機** | | | **危機別のレベルの目安** | | |
| **区分** | **危機の種類・名称** | **危機の具体的な内容** | **レベル１：警戒事態** | **レベル２：危機事態** | **レベル３：非常事態** |
| 事故・事件・不祥事 | **活動中の事故** | スカウト活動中(野外・屋内・移動中)の死傷事故(遭難等含む) | その場での応急処置で完了する軽傷者が発生する | 医療機関への搬送を要する傷病者が発生する | 死亡者が発生する |
| 交通事故(自転車事故や列車・航空機事故等を含む) |
| 主催行事等の運営失敗 | － | 団単位で巨額の赤字が発生する | 地区又は連盟単位での巨額の赤字が発生する |
| **構成員への被害** | 団・隊等に対する脅迫・嫌がらせ | － | 脅迫等の事実が確認される | 刑事事件化する |
| 盗難 | 盗難被害の疑いがある | 10万円未満の盗難被害が確認される | 10万円以上の盗難被害が確認される |
| 誘拐・殺傷、不審者からの攻撃 | － | 重傷／軽傷を問わず負傷者が発生する | 死亡者が発生する |
| **指導者の不祥事** | プライベートでの事件・事故(飲酒運転、ストーカー行為、暴力事件等) | 個人の事件・事故について、警察から照会を受ける | 個人の事件・事故について、団の管理責任を問われる可能性がある | 個人の事件・事故について、地区や連盟の管理責任を問われる可能性がある |
| 組織内での横領 | 横領の疑いがある | 横領の事実が確認される | 刑事又は民事事件化する |
| 指導者間のセクハラ・パワハラ | セクハラ・パワハラが問題化する | 訴訟を起こされる可能性がある | 訴訟化する |
| 人権・差別等 | 差別が問題化する |
| 災害 | **自然災害** | 地震、噴火、風水害、雷害 | 局地的な地震(震度4以上)や風水害、落雷等により、軽微な被害が発生する | 局地的な地震(震度4以上)や風水害、落雷等により、今後の活動や運営に支障が出るような重大な人的・物的被害が発生する | 広域災害(噴火を含む)により、地域も含めて甚大な人的・物的被害が発生する |
| 伝染病 | 限られた地域で法定伝染病が発生し、構成員が感染する恐れがある | 地域で蔓延した法定伝染病に、複数の構成員が感染している | 全国的に法定伝染病が蔓延し、多数の構成員が感染している |
| **人為災害** | 建物・施設の火災 | － | 日常的に使用する建物で火災が発生する（ボヤも含む） | 日常的に使用する建物も含めて、周辺地域が火災により焼失する |
| 建物・設備事故(設備損壊、建物倒壊等) | 設備や建物の一部に軽微な故障又は損傷が発生し、一時的に使用できない | 設備や建物に大きな損傷等が発生し、長期間使用できない | 周辺の建物や代替設備等も含めた甚大な損壊が発生し、立入りもできない |
| ライフライン障害(交通、電気、水道、通信等) | 短時間での復旧が見込めるライフライン障害が限定された地域内で発生する | 復旧に時間を要するライフライン障害が発生する | 復旧に相当の時間を要するライフライン障害が広域にわたって発生する |
| テロ・暴動 | テロ等により、構成員に何らかの被害が及ぶ恐れがある | テロ等により、今後の活動や運営に支障が出るような重大な人的・物的被害が発生する | テロ等により、一切の活動が不能となる甚大な人的・物的被害が発生する、ボーイスカウトを標的としたテロ事件が発生する |
| 情報 | **情報漏洩** | 団の機密情報の漏洩 |  |  |  |
| 個人情報の漏洩 |  |  |  |
| **報道・風評被害** | 公表・発表情報のミス |  |  |  |
| 誤認報道 |  |  |  |
| インターネット等での風評被害(炎上等） |  |  |  |
| **セキュリティ侵害** | 不正アクセス、サイバーテロ |  |  |  |
| コンピュータウィルス |  |  |  |
| **システム障害** | 情報システム障害 |  |  |  |
| ITインフラ・ネットワーク障害 |  |  |  |
| 社会・環境 | **重大クレーム** | 外部の第三者からのクレーム | 事実に基づいていないものや、誤解によるクレームが発生する | 解決に時間を要すると思われるクレームが発生する | マスコミやインターネットを巻き込んだクレームに発展する  外部との深刻なトラブルが発生する |
| 関係者や保護者からのクレームや告発 |
| **反社会的勢力** | 反社会的勢力(政治団体、暴力団、不法産廃業者等)との接触 | 反社会的勢力との接触の疑いがある | 反社会的勢力との接触の事実が確認される | 刑事又は民事事件化する |
| **コンプライアンス違反** | 法規違反(道交法、著作権法、廃棄物処理法等違反） | 法規違反の疑いがある | 法規違反の事実が確認される |  |

# **３．危機発生時のための組織と役割**

## （１）平常時の組織と役割

我が団の平常時の危機管理体制および役割を、以下のとおり定める。

【体　制】

危機管理チーム

(1) 〇〇 〇〇団委員

(2) 〇〇 〇〇団委員

(3) 〇〇 〇〇隊長

団委員会

団委員長：〇〇 〇〇

危機管理責任者

〇〇 〇〇副団委員長

【役　割】

|  |
| --- |
| ◆危機管理責任者の役割  　(1) 危機管理チームの統括  　(2) 団委員会への報告・提言、危機管理チームへの指示などの団内連携  　(3) 団内研修などの立案・実施 |
| ◆危機管理チームの役割  　(1) 危機管理マニュアルを整備し、日常的に維持・管理する。  　(2) 指導者および保護者に対する教育訓練を実施する。  　(3) 危機管理に関する情報の収集と団内周知 |

## （２）危機発生時の組織と役割

我が団に危機が発生した場合の「危機対策本部」の体制および役割を、以下のとおり定める。

なお、地区及び連盟も含めた危機管理本部構成員の連絡先は資料１に示す。

【体　制】

危機管理責任者(副)

〇〇 〇〇育成会長

危機管理責任者

〇〇 〇〇副団委員長

危機対策本部長

〇〇 〇〇団委員長

広報担当

〇〇 〇〇団委員

広報担当（副）

〇〇 〇〇団委員

記録担当

〇〇 〇〇団委員

記録担当（副）

〇〇 〇〇副長

会計担当（副）

〇〇 〇〇育成会員

会計担当

〇〇 〇〇団委員

団内連絡担当

〇〇 〇〇団委員

団内連絡担当（副）

〇〇 〇〇隊長

現地支援担当

〇〇 〇〇団委員

現地支援担当（副）

〇〇 〇〇隊長

現地責任者　※

隊指導者（隊長）

現地責任者（副）

隊指導者（副長）

* 現地責任者には、危機事象が生じた部門の指導者が担当する。

【役　割】

|  |
| --- |
| ◆危機対策本部長の役割  　(1) 全体統括  　(2) 連盟、地区の対応窓口  　(3) 保護者等への対応（事案により謝罪） |
| ◆危機管理責任者の役割  　(1) 実務担当、対応決定・推進  　(2) 情報の集約  　(3) 状況の把握と行動指示 |
| ◆広報担当の役割  　(1) 情報提供を一元管理  　(2) 報道発表などの報道対応  　(3) 緊急育成会や通知文の準備 |
| ◆記録担当の役割  　(1) 活動内容の時系列記録（文書、写真、電磁ファイル等）  　(2)　発行・配布資料の収集・管理  　(3) 対応履歴照会への対応 |
| ◆会計担当の役割  　(1) 活動資金の確保  　(2) 出納管理  　(3)　その他、会計に関する事項 |
| ◆団内連絡担当の役割  　(1) 保護者、育成会、指導者等、団内からの連絡窓口  　(2) 各種情報の団内連絡担当  　(3) その他、団内連携に関わる事項 |
| ◆現地支援担当の役割  　(1) 現地責任者指示による役割分担  　(2) 危機対策本部との連携  　(3) その他、現地活動への支援 |
| ◆現地責任者の役割  　(1) 危機事態発生現場における対応の責任者（現場常駐）  　(2) 現地情勢の把握、危機対策本部への報告  　(3) 警察、消防など現地対応組織との連携 |

# **４．危機発生時における対応の原則**

## （１）初動対応（生命・安全と財産の確保措置）

我が団は、危機の発生時には以下の原則に従って、自身と周囲の人の生命・安全及び財産を最優先に保護する。なお、外部との連携を取るにあたっての連絡先は資料1に示す。

|  |
| --- |
| 危機発生時の初動対応の原則  1)【自助】自分の生命・安全はできる限り自分で守る。  2)【被害確認】周囲の状況を含め、人的・物的被害の状況を十分に確認する。  3)【救護及び共助】負傷者や病人がいる場合には、救急法等の技能を活用し、応急処置を施してそれ以上重篤な状態にならないようにする。  4)【二次被害防止】被害を拡大させかねないような場所・状況には決して近づかない（より安全な場所や状況を確保する）。  5)【外部との連携】必要な場合には、緊急連絡先(警察、消防等)に連絡するとともに、地域（自治体、町会等）との連携を取りつつ対応する。 |

上記の原則を踏まえ、危機に遭遇したスカウト及び指導者は、以下に挙げるスカウト技能(章)や使用可能な用具を最大限に活用し、適切な初動対応を行う。

|  |
| --- |
| ■野営章：孤立した場合など、その場及び手持ちの用具に応じた野営を行い、救助を待つ  ■野営管理章：野営中の突発事故や二次災害を防止し、発生した場合には必要な処置を取る  ■救急章：ボーイスカウト救急法を活用し、周囲の傷病者に対する適切な救命処置もしくは応急処置を行う  ■炊事章：災害等で孤立した場合や炊き出し支援など、緊急時の食糧を確保する  ■水泳章：水害に巻き込まれた際に、自分と溺者の生命をできる限り守る  ■案内章：近隣の役所・警察・消防や公共施設等の場所を把握し、連絡のための手段を講じる  ■介護章：高齢者や障がい者など災害弱者の支援を行う  ■看護章：ボーイスカウト看護法を活用し、周囲の傷病者に対する適切な看護を行う  ■安全章：屋内外の危険個所を把握し、必要な場合には適切な避難行動を取る  ■家庭修理章：家屋や設備の損傷状況を確認し、退避など二次被害防止のための必要な処置を取る  ■環境衛生章：被災した場所の衛生管理や感染症の拡大防止に努める  ■事務章：連絡や報告などが必要な事項や情報について、簡潔かつ的確に整理する  ■消防章：防火に努め、火災発生時には人命と貴重品の救出・搬出のための必要な処置を取る  ■信号章：無線や携帯電話を用いて、必要な個所と確実に連絡を取る  ■溺者救助章：水害に巻き込まれた際に、溺者の生命を守る  ■無線通信章：無線を用いて、必要な個所と確実に連絡を取る  ■有線通信章：電話を用いて、必要な個所と確実に連絡を取る |

なお、スカウトに対しては、平時より該当する技能章の取得を団として促進する。カブスカウト並びにビーバースカウトに対しては、関連する要素を可能な範囲でプログラムの中に取り入れることとする。

## （２）危機の状況の情報確認と収集

　我が団は、危機の発生時には、適宜、以下の情報を確認・収集する。

|  |
| --- |
| 危機に直面した場合に確認・収集すべき情報  1)発生した危機の具体的な内容（危機の種類、場所、時間、対象者など）  2)スカウト・指導者及び団・隊に生じている被害や影響(人的・物的)の状況  3)初動を含め、被害や影響を軽減するために取った措置や対応の内容  4)周囲に及んでいる被害や影響(人的・物的)の状況 |

　収集した情報は、後述の報告ルートに沿って適切な責任者に報告するが、その際には確認された内容を遅滞なく報告する。また、報告の手段としては、以下のうち、状況に応じて確実に実行できる手段を適宜選択する。

|  |
| --- |
| 情報連絡の手段  －直接連絡(対面)：情報の錯綜を防ぐため、口頭のみでなく紙(記録)による報告が望ましい  －固定電話：震災時などは輻輳等により繋がらない可能性あり  －携帯電話：震災時などは輻輳等により繋がらない可能性あり  －公衆電話：固定／携帯電話が繋がらない場合でも使用可能  －衛星電話：固定／携帯電話が繋がらない場合でも使用可能だが、衛星の向きによっては使用不可  －災害伝言ダイヤル(171)：大規模な自然災害時のみ  －携帯メール  －PCメール  －ＳＮＳ（Facebook、Line、Twitter）  －無線、トランシーバー  －手旗、モールス信号：近距離間での通信に限定される |

## （３）報告及び指示のルート

　我が団は、危機発生時の報告・指示のためのルートを以下のように設定し、危機のレベルに応じて的確な報告・指示の伝達を行う。

**状況認知者**

危機の認知・確認と報告

**隊長／副長**

状況の確認と対応判断

現場で対応可？

**危機の**

**発生**

現場対応・処置

Yes

No

**団委員長**

状況の確認と対応判断

現場からの報告に基づく意思決定と対応指示

**団危機対策本部**

必要に応じて召集、対応

団内で対応可？

Yes

No

対応状況等の報告

必要な対応の指示

**地区委員長/コミッショナー**

状況の確認と対応判断

団からの報告に基づく意思決定と対応指示

**地区危機対策本部**

必要に応じて召集、対応

地区で対応可？

Yes

No

対応状況等の報告

必要な対応の指示

必要な場合

(隊の遭難など）

**レベル１**

**レベル２**

**レベル３**

地区からの報告に基づく意思決定と対応指示

対応状況等の報告

必要な対応の指示

**理事長/コミッショナー**

状況の確認と対応判断

**大阪連盟危機対策本部**

必要に応じて召集、対応

現場のみで対応完了した場合の事後報告

(注)状況認知者から大阪連盟や日本連盟等、より上位の組織に直接連絡・報告が入った場合には、連絡を受けた組織が新たに状況認知者となり、改めてプロセスを進める

必要と判断される場合

# **５．危機対策本部の活動内容**

## （１）役割分担に基づく具体的な活動

団内の危機管理フローと対応ポイントを下記の通り定める。

なお、対応に際しては、対応チェックリスト（資料２）を使用し、漏れや抜けの無いように活動する。

* **活動中の重大事故（転落、遊具事故、海・プール事故　など）への対応**



* **集合前・解散後の重大事故への対応**



## （２）報道機関への基本的対応

* 報道機関への対応ポイント

|  |
| --- |
| * 連盟、地区の支援を仰ぎ、電話・来訪による取材・問い合わせ等の対応窓口を広報担当に一本化する。 * 報道機関の背後には、多くの府民・国民の目や耳があることを認識する。 * 取材に対しては、感情的に反発したり拒否したりするのではなく、団が主体的に、誠意をもって迅速に対応する。 * 個人のプライバシーや人権に配慮するとともに、守秘事項にも注意しながら、正確な情報を積極的に公開する。 * 取材に対しては、必ず、社名・記者名・電話番号・質問内容等を記録する。 * 正確な受け答えをするために、ポジションペーパー・メモ・資料・想定問答等を準備する。 * 団関係者への取材条件（制限事項）を決め、報道関係者に伝える。   （説明・質疑応答に際して）   * 事案に応じて、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。 * 謙虚な姿勢で分かりやすく説明する。（一問一答を基本に） * 当該スカウトやその保護者の責任を問う事はしない。 * 今後の団の方針と具体的な対応策を明確に示す。 * 質疑応答の際は、聞かれたことのみを的確に答える。 * 予想しなかった質問や、団として確認されていない情報に基づく質問には慎重に対応する。即答を避けることも必要である。 * 背景や原因にかかわることは慎重に発言する。 * 意見、感想を求められた時は、その言葉が記事になることを踏まえ、慎重に回答する。 * 団の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。 * 失言や事実と異なる話をした場合には、その場で率直に陳謝・訂正する。 * 会見後は速やかに会場を去り、記者のぶらさがり取材にあわないようにする。 * 報道機関によって話す内容を変えない。 |

* 記者会見開催の手順

|  |
| --- |
| ①日時・場所等の決定  □開催時間・場所  平成○○年○月○日　１５：３０～　　○○第○団　団本部内  ②報道機関への連絡  □幹事社（○○新聞社、○○ＴＶ放送）へ電話・FAX等で連絡する。  ③役割分担  □説明資料・報道資料（ポジションペーパー等）・想定問答の作成：広報担当  □受付（社名・記者名・連絡先の記入）：団委員  □司会：広報担当、説明：団委員長、記録・録音：記録担当  □助手（メモ渡し、データ等の確認手配）：危機管理責任者  □大阪連盟　危機管理責任者（○○ ○○）が同席。　連盟としての事項を説明。 |

* 記者会見次第

|  |
| --- |
| * 進行次第   （１）概要説明等   * 1. はじめに   自己紹介、団委員長の事件。事故への謝罪や所感、決意表明等   * 1. 事件・事故等の概要   警察発表を基本とするなど、事実確認は慎重に行い、個人が特定されないよう少年法の観点に基づき簡潔に説明   * 1. これまでの対応   主に発生後の取り組みを簡潔に説明   * 1. 今後の予定   緊急保護者会、活動再開、スカウトのケア、次回会見予定等）  （２）質疑応答 |

* + 質疑応答のルール

|  |
| --- |
| * + 1. 質問がある方は挙手をお願いします。　順に指名させていただきます。     2. 最初に所属とお名前を仰ってから質問してください。     3. 質問は３０分間で終了させていただきますのであらかじめご了承ください |

* 想定問答集

|  |
| --- |
| Ｑ１：安全対策は万全だったのか？  　→　Ａ１：安全性の確認、リーダーの配置など問題は無かったと考えている。  Ｑ２：活動計画は妥当でしたか？  　→　Ａ２：活動計画は、団委員会や団会議にて事前に確認していますが、場所、時間、プログラム内容には特に無理なところは無かった。  　　・  　　・  　　・ |

* + 報道資料（ポジションペーパー）



## (３)情報収集と記録

記録様式（対応毎）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **対応先** | 現地・保護者・連盟地区・警察救急・マスコミ・その他（　　　　　　　　） | | | | |
| **対応日時** | ○月○日　○時○○分　晴 | | **対応者** | | ○○団委員長 |
| **対応先詳細** | 所属／氏名：　ボーイ隊　○○隊長  連絡先：　　　０９０－※※※※－○○○○ | | | | |
| **区分** | 発　信 | | | 受　信 | |
| **内容** | 事故対応状況の報告 | | | | |
| **詳細** | ○時○○分　救急車が到着。  ○○副長が同乗して病院へ搬送中。  隊長は現在、現地にて警察の事情聴取に対応中。  保護者への連絡をお願いする。 | | | | |
| **対応内容**  **結果など** | | 保護者への連絡を実施。  支援者１名（○○団委員）と共に、保護者（母）が病院に向かう。 | | | |
| **特記事項** | |  | | | |

記録様式（集約）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **活動名** | ○○隊　○月　隊集会（○泊○日　キャンプ） | | | | |
| **発生日時・天候** | ○月○日　○時○○分　晴 | | **発生場所** | | ○○県○○市　○○キャンプ場 |
| **事故者概要**  **（状態）** | ○○　○○　男　○才　軽症 | | | △△　△△　女　○才　軽症 | |
|  | | |  | |
| **事故の概要** | キャンプファイヤーを行おうと、○○ ○○が△△ △△の持つトーチに点火をしようとしたところ、火が△△ △△の手にまで及び、やけどを負う。それを消そうとした○○ ○○も手にやけどを負った。 | | | | |
|
|
| **事故の経過** | | | | | |
| **日　時** | | **事象・対応など** | | | |
| ○月○日　○時○○分 | | 事故発生 | | | |
| ○時○○分 | | 現地隊長が応急処置を施し、○○副長が救急に連絡。 | | | |
| ○時○○分 | | 救急車が到着。　○○副長が同乗し、△△病院へ搬送。 | | | |
| ○時○○分 | | 現地隊長が団委員長に連絡。保護者への対応を要請。 | | | |
| ○時○○分 | | 負傷者が処置をすませ、活動場所に戻る。 | | | |
| ○時○○分 | | 現地隊長が団委員長へ連絡。保護者への報告を要請。 | | | |
|  | |  | | | |
|  | |  | | | |

# **６．危機収束後の評価・フォローの方法**

我が団では、危機対策本部長が必要と判断したタイミング(発生した危機が収束し、その危機から生じた影響が全て解消された時点など)で、以下の事項を含めた危機対応評価会議を開催し、危機への対応が適切であったかを評価する。

|  |
| --- |
| **目　的：**1.団として、発生した危機及びそれに伴う影響への対応・対処が適切な内容かつ適切な時期であったかどうかを評価・検証する  　　　　2.不適切・不十分な対応があったことが確認された場合には、団の危機管理能力向上のために、教育・訓練の内容や本「危機管理マニュアル」の見直しに反映させる  **出席者：**危機対策本部長(議長)、危機管理責任者、各危機対策担当者  　　　　(必要と考えられる場合)隊指導者、地区危機管理責任者、連盟危機管理担当者等  **資　料：**「危機管理マニュアル」、危機発生時に収集した情報及び対応の全ての記録  **方　法：**①危機とその影響への対応の状況が示された記録をもとに、発生した個々の対応・対処の内容を時系列で追跡する   1. それぞれの対応・対処について、その際の周辺・社会状況等も考慮し、適切かつ遅滞なく対応が取られていたかどうかを評価・検証する 2. 対応が不適切又は時期を逸していたと評価された場合、どのような対応を取れば良かったか、今後の団の危機管理をどのように改善すべきかについて討議を行う   　　　　④一連の評価・検証の結果は、議事録等の記録に残す  **留意点：**不適切・不十分な対応があったとしても、個人の責任追及には陥らない  　　　　あくまで、団の危機管理の仕組みや方法、プロセスにおいて何が足りなかったか、何を考慮すべきだったかについて検証・確認すること |

# **７．平常時における危機管理の教育・訓練**

我が団における危機管理（適切な対応と被害の最小化）能力を高めるために、平常時から以下の教育・訓練を定期的に行う。また、不定期の教育・訓練も、必要に応じて随時実施する。

実施した結果は記録し、次回以降の教育・訓練や本「危機管理マニュアル」の見直しに反映させる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **内容** | **目標** | **参加対象者** | **実施時期** |
| ①危機管理基本教育  （下記②と併せて実施） | (1)危機管理の重要性とボーイスカウト活動における必要性を認識する。  (2)危機管理としての基本的な考え方とポイントを理解する。 | ・団委員  ・隊指導者 | 毎年5月頃 |
| ②危機管理マニュアル読み合せ  （上記①と併せて実施） | (1)危機管理マニュアルの内容を理解し、危機発生時に各自が果たすべき役割及び行動内容を把握する。  (2)可能であれば、危機管理マニュアルの運用上の問題点を抽出し、団としての危機管理の改善点を把握する。 | ・団委員  ・隊指導者 | 毎年5月頃 |
| ③団本部からの避難訓練 | (1)団本部やスカウトハウス滞在時に自然災害等が発生した場合に備え、近隣の避難場所等への避難経路や誘導方法を確認する。  (2)スカウトの防災意識を高める。 | ・隊指導者  ・スカウト | 毎年9月頃 |
| ④救急救命訓練 | (1)救命法として、心肺蘇生法及びAEDの使用方法を習得する。  (2)その他の救急法を習得する。  ※ボーイスカウト救急法の講習会や消防署等の講習会等と連携しても良い | ・団委員  ・隊指導者  ・スカウト | 毎年10月頃 |
| ⑤安否確認訓練 | (1)携帯、メール、SNS等の手段による安否確認が迅速かつ確実に行われるかどうかを確認する。  (2)安否確認の方法や連絡ルートが適切かどうかを評価する。 | ・団委員  ・隊指導者 | 毎年11月頃 |
| ⑥図上訓練(模擬演習) | (1)実際に危機が発生したという想定でシミュレーションを行い、責任者が適切な行動を取れるかどうかを確認する。  (2)想定外の事象・事態が発生した場合に、追加的にどのような判断や対応が必要になるかについて確認する。  (3)可能であれば、危機管理マニュアルの運用上の問題点を抽出し、団としての危機管理の改善点を把握する。 | ・団委員  ・隊指導者 | 毎年1月頃 |

# **資料１　連絡先リスト**

**【団危機管理本部】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **役務** | **氏名** | **住所** | **携帯電話** | **携帯メールアドレス** |
| **固定電話** | **メールアドレス** |
| 危機対策本部長 | 危機　太郎 | 大阪市・・・・ | 090-… | kiki@docomo… |
| 06-… | taro@donet… |
| 危機管理責任者 | ○○　○○ | 大阪市・・・ | 080-… | risuku@ezweb… |
| 06-… | hajime@oct… |
| 危機管理責任者(副) | ○○　○○ | ・・・・・ | …… | …… |
| …… | …… |
| 広報担当 |  |  |  |  |
|  |  |
| 広報担当(副) |  |  |  |  |
|  |  |
| 記録担当 |  |  |  |  |
|  |  |
| 記録担当(副) |  |  |  |  |
|  |  |
| 会計担当 |  |  |  |  |
|  |  |
| 会計担当(副) |  |  |  |  |
|  |  |
| 団内連絡担当 |  |  |  |  |
|  |  |
| 団内連絡担当(副) |  |  |  |  |
|  |  |
| 現地支援担当 |  |  |  |  |
|  |  |
| 現地支援担当(副) |  |  |  |  |
|  |  |
| 現地責任者 |  |  |  |  |
|  |  |
| 現地責任者(副) |  |  |  |  |
|  |  |
| 担当 |  |  |  |  |
|  |  |
| 担当(副) |  |  |  |  |
|  |  |

**【地区・連盟危機管理本部】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **役務** | **氏名** | **住所** | **携帯電話** | **携帯メールアドレス** |
| **固定電話** | **メールアドレス** |
| 地区危機対策本部長 | 防災　良夫 | ・・・・・ | 090-… | …… |
| 06-… | …… |
| 地区危機管理責任者 | 〇〇　〇〇 |  |  |  |
|  |  |
| 連盟危機対策本部長 | 〇〇　〇〇 |  |  |  |
|  |  |
| 連盟危機管理責任者 | 〇〇　〇〇 |  |  |  |
|  |  |

**【外部連携先】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **種別** | **名称及び部署** | **住所** | **固定電話** | **メールアドレス** |
| **携帯電話** | **携帯メールアドレス** |
| 自治体 | ○○区役所  危機管理課 | 大阪市○○区・・・ | 06-… | …… |
|  |  |
| 警察 | ○○警察　市民安全課 | 大阪市○○区・・・ | 06-… | …… |
|  |  |
| 消防 | ○○消防署 |  |  |  |
|  |  |
| 病院 | ××総合病院  救急救命センター |  |  |  |
|  |  |
| 防災NPO | … |  |  |  |
|  |  |
| 町会 | □□町振興会  〇〇会長 |  |  |  |
|  |  |
| 消防団 | □□消防団  ○○団長 |  |  |  |
|  |  |

# **資料２　危機事態発生時の対応チェックリスト**

* + 情報の収集・管理

（情報収集）

* 情報収集責任者を定めたか
* 通信手段の確保を行ったか
* 危機の発生現場に支援担当者を派遣し、情報収集を行っているか
* 関係機関から必要な情報収集を行っているか
* 施設管理者等
* 警察・消防・保健所等
* 連盟、地区等
* 必要な情報を入手しているか（優先順）
* いつ、どこで、何があったのか（事実確認）
* それは、誰にまたは何に、どのような被害や影響を及ぼしたのか（被害の確認）
* それに対し、どのような対応を行っているのか（対応状況の確認）
* その被害や影響は今後、どのように進展していく可能性があるのか

（被害の進展の可能性）

* マスコミ等の取材はあったのか
* 発生原因は何なのか（原因の確認）

（情報内容の整理・管理）

* 情報を一元管理する担当者を決めたか
* 収集した情報の記録・整理を行っているか
* 対外的に連絡した情報の記録・整理を行っているか
* 集まった情報のすべてを評価・判断して、「公開情報」「非公開情報」「事実」「推測」に分類しているか（情報の共有体制と提供方法）
* 情報を共有すべき者の範囲を定めたか
* 情報を提供していく方法を定めたか

（保護者等への情報提供の検討）

* 現時点で、保護者への情報提供を行うべきか否かについて検討を行ったか
* マスコミへの情報提供について検討を行ったか、連盟、地区へ相談したか

（関係者への報告）

* 連盟、地区への連絡は行ったか
* 保護者への連絡は行ったか
* 警察・消防・保健所等関係機関への連絡は行ったか

（検討・決定）

* 検討事項の整理を行ったか
* 今後の方針を決めたか
  + 対応体制の確立

（役割分担の確認）

* 対策を実施する各担当の役割、責任者、構成員を定めたか

（団関係者の動員計画）

* 人員配置計画を定めたか
* 人員配置計画に基づく人員の確保を行ったか
* 配備する団関係者の指名を行ったか
  + 応急対策の実施

（被害者への対応）

* 二次災害が発生することがないよう安全性の確認を行ったか
* 被害者の救出・救助活動を行っているか
* 負傷者に対し必要な応急手当を行っているか
* 被害者の状況の把握を行っているか

（避難誘導）

* 避難場所・避難ルートの安全性の確認を行ったか
* 避難誘導を迅速・円滑に行っているか

（二次被害の防止）

* 発生箇所の安全性の点検を行っているか
* 立ち入り禁止区域の設定を行うなど必要な応急措置を施しているか
* 監視体制をしているか

（連携すべき関係機関への応援要請）

* 関係機関（消防署、警察署、保健所、連盟、地区等）へ応援要請する必要があるか

（連携すべき関係機関との確認事項）

* 連携して対応すべき事項について確認を行ったか
* 連携が必要な事項
* 共有すべき情報とその管理

（スカウト・保護者等への情報提供）

* 危機発生の混乱を防止し、安全・安心を確保する為に必要な情報の提供を行っているか。
* 危機の発生状況
* 二次災害の危険性
* スカウトや保護者が取るべき適切な対応
* 応急対策の実施状況及び実施窓口
* 被害者等への支援の呼びかけ
* 生活関連情報
* 最適な手法で情報の提供が行われているか
* 文書、団だよりの作成・配布
* 保護者説明会の開催
* ホームページの活用
* 保護者等からの問い合わせや要望等の対応窓口を設置したか

（マスコミ対応）

* 連盟、地区と緊密な連携を取り合っているか
* 記者会見の必要性を検討したか
* 提供する情報内容の整理を行っているか
* ポジションペーパー、想定問答集を準備したか
* 記者会見の場所の選定を行ったか
* 会見に出席する者の選定を行ったか
* 発表時期及び方法を定めたか

（被害者等へのフォロー）

* 被害を受けたスカウト等やその保護者の救済にあたっているか
* 心のケアを実施しているか
* 相談窓口を設置しているか
* その他の相談窓口を設置する必要はないか
  + 正常化に向けた対応
* 正常化に向けた検討を行い、実施したか
* 団内体制の見直し
* 専門家、連盟、地区等による支援の必要性
* 実施すべき取組み（心のケア、スカウト及び保護者への説明など）
* 活動再開の時期
* 備品の充足や施設の修繕